かがやき税理士法人

Since 2013.4

TAX NEWS



¥相続税

相続税改正が平成27年より行われます(所長:奥村隆志)

最近新聞等でもさかんにPRされており多くのかたもご存じのことと思いますが、平成27年1月1日以降の相続発生分から相続税の改正が行われます。

この改正により、従来は相続税の課税対象者は約4%であったものが、改正後は7%程度になると想定されています。 主な改正点は以下のとおりです。

①基礎控除の引き下げ

従来、「5000万円+(法定相続人の数×1000万円)」であったものが、

「3000万円+(法定相続人の数×600万円)」に引き下がります。

例えば、相続人が、配偶者と子供2人の場合、従来の基礎控除は8000万円であったものが、 改正後は4800万円となり、相続税とは無縁と考えていた方々もぐっと現実的に考えざるを 得なくなったということになります。

②小規模宅地の特例の見直し

小規模宅地の特例とは、相続財産のうち、被相続人の自宅の宅地や被相続人の事業に供していた宅地等のうち、 一定の要件に該当するものは、評価減が適用されて相続税が課税されるという制度です。

例えば、被相続人の自宅の宅地について、従来は240㎡までの面積について80%の評価減が認められていましたが、改正後は330㎡までの面積について適用拡大されます。また、被相続人の事業の用に供していた宅地についても400㎡までの面積について評価減が適用できますが、従来は自宅土地と特例併用が制限されていましたが、改正後はそれぞれの面積まで特例適用が併用できることになります。

ただし、小規模宅地の特例を適用するには、相続税の期限内申告を行うことが要件であり、無申告の場合、特例は 適用できませんので注意が必要です。

相続税に関しては、相続発生後の取り得る対策は限られており、生前での対策が最も重要です。

事前の対策としては

「分ける」・・・どのように分けるのか?(誰が事業承継するのかも含めて)

「下げる」・・・どのように相続税を下げるのか?

「納める」・・・どのように相続税の納税資金を確保するのか?

の3つのポイントで対策を立てます。

顧問先様の相続対策については、まず簡易な相続税試算を無料でさせていただき、その上で最善の方策を一緒に考えさせていただきますので、ぜひ弊事務所担当者へご相談ください。

(奥村 隆志)

【所得拡大促進税制】 (鳥居 幸雄)

平成26年度税制改正において、制度の拡充・延長が行われました。

(制度の概要)

平成25年4月1日から平成30年3月31日(改正前平成28年3月31日)までの間に開始する各事業年度において 以下の要件を満たした場合、雇用者給与等支給額増加額について10%の税額控除が認められます。

要件①雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して下記の表の割合以上増加していること。

要件②雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること。要件③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えていること。



適用年度の区分	增加割合要件	
(適用年度とは、本制度の適用を受けようとする事業年度)	改正前	改正後
平成27年4月1日前開始適用年度	5%以上	2%以上
平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日開始適用年度	5%以上	3%以上
平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日開始適用年度	_	5%以上

雇用者給与等支給額とは、適用年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額を言います。 給与等の支給額からは給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額、役員の特殊関係者や使用人兼務役員に 対して支給する給与や退職手当を除きます。

今回の税制改正で10%の税額控除が受けやすくなりました。 ご不明な点につきましては、当会計事務所担当者にご確認ください。



今回の一文字【時(とき)】 (東森 聡)

時を有意義に過ごされていますか?

何をするにも時間は必要ですし、お金持ちでも、そうでない人でも1日は24時間しかなく平等です。が、有意義な時を過ごせている人はきっと時間の作り方、使い方が上手いのではないでしょうか?

私自身、齢50を超え残りの人生も今まで生きてきた時間より短いと思いますが、これからも新しいものに挑戦し、人生の最後に自分の一生を『楽しい人生だった』と思える様に、今から有意義な時を過ごしていきたいと思う今日この頃。

皆さまも楽しい有意義な時をお過ごし下さいませ。

<TAX NEWS No6> かがやき税理士法人 発行 〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17番5号本郷第2ビル5F TEL: 077-543-0881 FAX: 077-543-2432

E-mail: admin@kagayaki-tax.jp

#編集後記#

最近、コンビニのセルフコーヒーをよく利用します。ちょっと一息入れたいときのドリップコーヒーはとても気に入っています。値段も安くて手頃です。一度おためしください